



シリーズで学ぶ 男女共同参画社会

～ 第 2 回 ～

なぜ、いま、「仕事と生活の調和」が必要なのか

「ワークライフバランス」(WLB)という言葉が新聞やメディアでよく耳にしますが、2007年12月に、総理大臣官邸で開かれた「官民トップ会議」において決定された「憲章」と「行動指針」で、国家や企業、国民が全体で取り組んでいくべき重要な方向性として示されたもので、「仕事(ワーク)と生活(ライフ)の調和(バランス)」と訳されます。

この概念は、欧米での取り組みを手本にしたもので、各国共通の悩みとなっている課題を解決しようというものです。

憲章では、国家や企業、国民の持つべき共通認識として

- ① 仕事と生活が両立しにくい現実
- ② 働き方の二極化等
- ③ 共働き世帯の増加と変わらない働き方・役割分担意識
- ④ 仕事と生活の相克と家族と地域・社会の変貌
- ⑤ 多様な働き方の模索
- ⑥ 多様な選択肢を可能とする仕事と生活の調和の必要性
- ⑦ 明日への投資

の7つを掲げるとともに緊要性のある認識として以下の2点を挙げている。

- ① 仕事と生活の間で問題を抱えている人の増加がある。すなわち
- 正社員以外の働き方の増加に伴い経済的に自立できない層が増えている。
- 長時間労働の問題があり、「心身の

疲労」「家族の団らんを持たない層」が現出している。

- 働き方の選択肢に制約があり、「仕事と子育ての両立の難しさ」が見られる。そのために、
- ② 少子化や労働力の確保が社会全体の課題になっている。
- 結婚や子育てに関する人々の希望を実現しにくいものにし、急速な少子化の要因になっている。
- 働き方の選択肢が限られていて多様な人材を活かすことが出来ない社会となっている。

以上のような共通認識のもと、仕事と生活の調和の実現に官民一体となって取り組んでいこうと呼びかけています。

そして、WLBが実現した社会の姿とは、「国民一人ひとりがやりがいや実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択できる社会」であるとしています。

具体的には、

- ① 就労による経済的自立が可能な社会
- ② 健康で豊かな生活のための時間が確保できる社会
- ③ 多様な働き方・生き方が選択できる社会を挙げています。なお、併せて実現のための行動指針が示されていますが次回でとりあげることとします。(右頁の内閣府のパンフレットもご参照ください。)

第42号

2010年8月1日
発行

同推くん

発行・編集
海蔵地区人権・同和教育推進協議会
広報部
事務局地区市民センター内
電話 333-8770

2010年度の事業活動を展開するにあたって

2010年度の海蔵地区人権・同和教育推進協議会の取組みは、「男女共同参画」と「人権」の2つの柱を軸にして推進することとします。

まずは、「男女共同参画」について考える年にしたいと考えています。

現在、四日市市では、10年先を見据えた「新総合計画」を策定中ですが、計画案によりますと、5つの基本構想を掲げ、その基本目標1では、「共に生きる社会の実現」を掲げています。

「性別にかかわらず、男女がお互いを尊重しながら責任をわちあひ、一人ひとりが自らの個性と能力を十分発揮することにより、多様な生き方や働き方が可能となり、あらゆる分野で共に社会の一員として重要な役割を果たすことができる、男女共同参画社会の実現を目指します。」としています。

国は、現在、第三次男女共同参画基本計画を策定中ですが、男女共同参画についての国民の理解が、必ずしも裾野が広がっておらず、また深まっていないことから、行政による推進だけでは限界だと自己分析をしています。

男女共同参画基本法が掲げる基本理念は、次の5つです。

1. 男女の人権の尊重

2. 社会における制度又は慣行についての配慮
3. 政策の立案及び決定への共同参画
4. 家庭生活における活動と他の活動の両立
5. 国際的協調

いうまでもなく、この国の主権者は国民であり、憲法が保障する基本的人権は、国民一人ひとりが不断的努力によって保持しなければならず、行政に任せきりにする問題ではありません。しっかりと足元を見つめて基本理念から外れておればただすと共に、必要ならば法改正や制度の改善を立法・行政・司法に求めることが国民としての責務であるはずで

そこで、法がめざす男女共同参画社会とはいかなるものか学ぶことにします。

次に、2009年度市民人権意識調査で、「人権に関心はあるが、正確な知識や判断材料を持ち合わせているとは言い難い」状況にあることが明らかになりました。そこで、基本的人権が守られているかどうかを見極める力をつけるために、「人権とはなにか」を第2の学習テーマとして学習・啓発活動を進め、実りある年度にしようではありませんか。

なぜ、いま、「仕事と生活の調和」が必要なのか

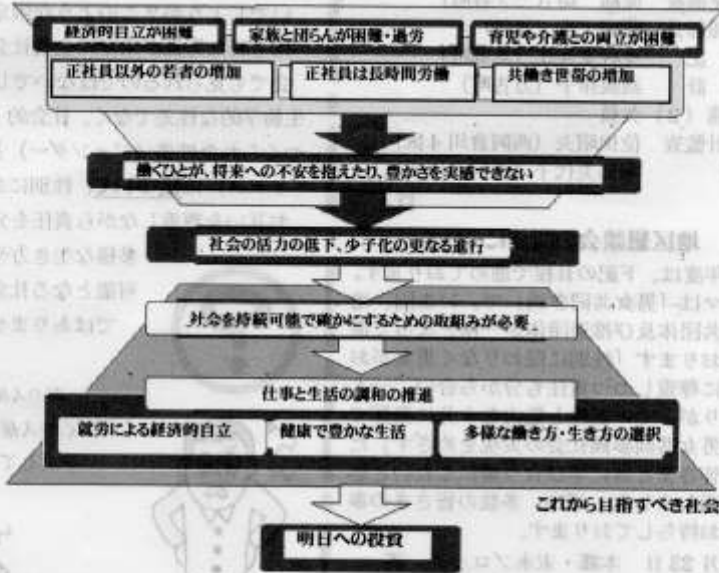
近年、日本の「働くこと」を取り巻く環境は、「働きたいのに働く場がない」「仕事に忙しすぎて生活に豊かさが実感できない」「仕事と育児、介護の責任が二者択一になっている」など、大変厳しいものとなっています。

そして、これらの状況が、働く人々の将来への不安や、豊かさを実感できない大きな要因として、社会の活力の低下や少子化・人口減少を引き起こしています。

仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進により、仕事と生活の調和も充実した暮らしを実現することは、社会環境を改善し、日本の将来を確かなものにします。

【現状と目指すべき社会】

現在の「働くこと」を取り巻く環境



Point
仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）とは、「国民一人ひとりがやりがいを持ちながら、仕事上の責任を果たす」ものであり、決して働くことの意義を否定するものではありません。働く方が意欲を持って働きながら豊かさを実感して得られるよう、多様な選択が可能な社会を伴うこと、つまり、「しっかり働き、豊かに暮らせる社会」を目指すことが、日本の将来を考える上で必要なことと言えます。

お断り：印字が不鮮明のため修正しています。 内閣府 パンフレットより

お知らせ

2010年度役員選任

2010年度の役員ならびに会計監査は、全員再任することを総会で承認されました。少人数の厳しい体制ですが精いっぱい頑張りますので、皆さまのご協力ご支援を切にお願い申し上げます。

会長 川森一成（西阿倉川；松ヶ丘）
 副会長 藤岡 満（東阿倉川2区）
 同 金原正紀（西阿倉川1区）
 事業部長 近藤好仁（阿倉川町）
 啓発部長 児島 均（三ツ谷町）
 広報部長 藤岡 満（兼任）
 書記 今村まき江（本郷町）
 会計 高阪律子（万古町）
 庶務（2） 欠員
 会計監査 位田昭夫（西阿倉川4区）
 同 堀部美代子（西阿倉川5区）
 以上

地区懇談会の開催について

今年度は、下記の日程で進めております。テーマは「男女共同参画」で、いま国、地方公共団体及び推進団体が一体となって進めております「性別に関わりなく男女が互いに尊重しつつ責任も分かち合い、一人ひとりが、その個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画社会の実現をめざす」ために皆さまと共に学び合う場をしたいと思いを計画しました。ぜひ、多数の皆さまの参加をお待ちしております。

- 7月23日 本郷・末永ブロック 済
- 7月24日 西阿倉川ブロック 済
- 7月30日 野田・清水ブロック 済
- 8月6日 阿倉川・東阿倉川1区・2区・万古町ブロック
- 9月10日 三ツ谷ブロック
- 9月17日 松ヶ丘・阿倉川新町ブロック

ジェンダー・バイアスにとらわれていませんか？

日本に限らず長い間、男性が権力を欲しいままにしてきた歴史があります。

公的な場で、重要な取り決めや、難しいことは「おとこ」にまかせるべきとか、家庭でも自ずと夫唱婦隨が望ましい姿とされてきました。

男性（夫）は外で働き、女性（妻）は、家で育児・洗濯・家事・介護さらには子どもの教育までまかせるといった性別役割分業が当たり前とされてきたのではないのでしょうか？このような固定観念にばられた男性が未だに企業社会や地域社会でも見られるのではないのでしょうか？生物学的な性差でなく、社会的・文化的につくられた性差（ジェンダー）と偏見（バイアス）に気づいて、性別にかかわらずお互いを尊重しながら責任を分かちあい、

多様な生き方や働き方が可能となる社会を創ろうではありませんか？



私の人権を
ぼくの人権をもっと
尊重してよ！

